(3)生活環境の整備

- 3-1 環境政策の推進
- 3 2 公園・緑地の整備
- 3 3 多様な公園整備と都市緑化の推進
- 3 4 上水道の整備
- 3-5 下水道等の整備
- 3 6 生活環境の保全
- 3 7 ごみの処理
- 3 8 し尿の処理
- 3 9 河川の整備
- 3 10 消費生活の安定
- 3-11 防犯体制の強化
- 3 12 防災対策の推進
- 3-13 危機管理体制の推進
- 3-14 建築物の安全対策の推進
- 3 15 消防に関すること
- 3-16 地域防災体制の確立
- 3-17 交通安全対策の推進
- 3-18 交通体系の整備
- 3-19 道路・生活廃水路の維持整備
- 3 20 良好な居住環境の実現

施策名 環境政策の推進

施策の現状

- ・環境基本計画については、平成 19 年度にスタートし、毎年発行している環境白書により、進捗管理を行っています。
- ・新田地域湧水地保全整備事業については、これまで荒廃していた湧水地について、代 表的湧水地の浚渫(しゅんせつ)により湧水量を復元し、水量の観測及び啓発用ガイド ブックを作成しました。
- ・太陽光発電システム導入促進事業については、国が平成 21 年 1 月、県が 8 月から補助事業を始め、11 月には電力会社の売電価格が約 2 倍となったため、設置件数が増加しています。
- ・環境フェアについては、毎年、多くの環境関係団体が参加し、省エネやエコ等をテーマに啓発活動を実施しています。
- ・本市が平成 18 年度に策定した「太田市地域新エネルギービジョン」中の「まちごと 次世代エネルギーパーク構想」の中心となる施設を、北部運動公園内に整備する計画 を推進してきました。
- ・環境省の補助事業の「21 世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業」により北部運動公園内に次世代エネルギーパークの体験学習施設となる「太田市 21 世紀環境共生型モデル住宅」(エコモデル住宅)を建設しました。
- ・バイオマスタウン構想の実現に向けて関係機関と協議をしてきました。

施策の課題

- ・電力の CO2 排出係数が大幅に上がったことにより CO2 削減量が年度目標を下回っています。
- ・可燃ごみに大きな割合を占める多量の水分が、重量ベースの減量の大きな阻害要素と なっています。
- ・荒廃した湧水地を復元し、自然遺産を後世に残す必要があります。
- ・地球温暖化をはじめとする環境問題に市民がさらに関心を持つよう啓発を図る必要があります。
- ・エコモデル住宅を活用した環境問題やエネルギー問題の普及啓発及びエコハウスの普及促進を図る必要があります。
- ・エコモデル住宅と北部運動公園の施設と一体的な利用を進める必要があまります。
- ・市民に対してバイオマスタウン構想の啓発を図る必要があります。

施策の方向性

- ・環境基本計画については、社会を取り巻く環境の変化等に対応するため 5 年程度(平成 24 年度)を目途に必要な見直しを予定しています。
- ・荒廃した湧水地を復元するため、市民団体・地区住民と市の協議により、復元活動を 推進します。
- ・太陽光発電システム導入促進事業については、引き続き実施するとともに、増え続ける家庭でのエネルギー使用量を抑制するため、新たに平成21年度から始めた省エネルギー機器設置費補助事業についても実施していきます。
- ・環境フェアについては、地球環境から身近な生活環境まで現状や課題、取り組みなど への関心や意識の高揚を図るため今後も実施していきます。

- ・環境団体、学校及び関係機関等と連携して、地球環境保全のための諸施策の普及啓発 活動を推進していきます。
- ・エコモデル住宅と北部運動公園の連携を図ります。
- ・バイオマスタウン構想を具現化するため関係機関と連携を図ります。

【指 標】

指標名	現状値(平成 20 年度)	目標値(平成 28 年度)
CO2排出量を 1,665t 削減	273.02t-C0 ₂	3330.0t-CO2

主な実施事業

事 業 名	概 要
太陽光発電システム導入促 進事業	太陽光発電システムを住宅等に設置した者に対し、奨励金を支給することにより、環境に対する市民意識を高め、クリーンエネルギーの普及促進に寄与する事業。
省エネルギー機器設置費補 助事業	地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減に配慮 した省エネルギー機器の普及を積極的に図るため、補 助金を交付する事業。
次世代エネルギーパーク整 備事業	太田市次世代エネルギーパーク構想に基づき、新エネルギー等を実際に見て、触れて、学習できる施設を整備することで、次世代エネルギーや環境問題について市民の理解の増進を図る事業。
地域循環型社会構築支援事 業	バイオマスタウン構想に基づき、地域で発生する有機 資源(バイオマス)を利活用した循環型社会の構築を 図る事業。

担当課

・環境政策課

施策名 公園・緑地の整備

施策の現状

- ・日常的な健康運動の場として、また語らいやふれあいの場として歩いて行ける範囲の 身近な公園の整備を進めています。
- ・現在の社会情勢を反映して、公園内における安全性の向上を望む声も高まっており、 既設公園においても、このような要望を念頭に置いた公園リメイク事業を進めていま す。
- ・東矢島土地区画整理地区内に面積 2,500 ㎡の公園を新設してきましたが、さらに(仮称)東矢島中央公園(面積 20,000 ㎡)について、住民とワークショップ等により整備計画を策定し、事業を推進します。
- ・尾島東部地区土地区画整理地区内の公園整備が求められており、区画整理事業の進捗 等に合せた計画で進めていきます。
- ・渡良瀬川河川緑地は市民の貴重な憩いの場として利用されていますが、未整備部分も 多く、不法投棄などの問題もあり、地域住民を中心に整備の要望があります。
- ・太田市民ゴルフ場から多目的スポーツ広場に移行し、小学生から高齢者までスポーツ に親しんでいます。
- ・渡良瀬川河川緑地のうち、27ha の多目的スポーツ広場の改修整備を行い、公園・緑地の適切な維持管理に努めています。

施策の課題

- ・本市の都市公園面積は国庫補助採択基準「1人あたりの面積 10 m²」を越えている状況です。
- ・市内の既設公園には老朽化が進んでいる公園が多いため、安全性の向上が求められており、そうしたニーズを念頭に置いた早急かつ柔軟な対応が求められています。
- ・尾島土地区画整理事業地内の公園整備は区画整理事業の進捗状況で変わるため、計画 年度が定まらない状況です。
- ・渡良瀬川河川緑地は、河川法等による規制が強いため、関係機関との協議を十分に行い ながらの整備が必要です。
- ・現在、旧新田町、旧太田市の緑の基本計画については、平成27年度を目標年度にしていることから、新太田市としてバランスのとれた総合的・計画的な事業を推進していく必要があります。
- ・渡良瀬川河川緑地は、利用者が快適にプレーをするための施設を整備する必要があり ます。

施策の方向性

- ・公園整備の実施率の目標を100%に定めて整備を進めます。
- ・公園整備に多額な費用を要するため、地域の特性に応じた公園整備を行います。
- ・老朽化した公園を計画的に更新し、施設の効率的な維持管理に努めます。
- ・渡良瀬川河川緑地は利用目的を定めた計画を策定します。
- ・緑豊かなまちを形成していくことを目指し、都市公園等の整備や公共空間の緑化、山林や農地の保全、緑に関わるまちづくり活動への支援など地域の特性や、住民にニーズを取り入れながら、都市計画マスタープランとの整合を図り、緑のまちづくりを推進します。

- ・市民が日常的にスポーツに親しむことで、競技力の向上とともに、スポーツを通じて、 健康で明るく充実した生活を送るための施策の強化に努めます。
- ・市民が気軽にスポーツに親しめる環境にするため、スポーツ広場の改修や設備を充実 させます。
- ・公園や緑地利用者の利便性の向上と競技者の競技力向上に努めます。
- ・市民参加型の各種イベントを実施し、スポーツの普及、拡大を図ります。

【指標】

指標名	現状値(平成 20 年度)	目標値(平成 28 年度)
都市公園等公園整備率	20.8%	100%
スポーツ広場の利用率	70.0%	100.0%

主な実施事業

111		
事業名	概 要	
住区基幹公園整備事業	(仮称) 東矢島中央公園(2ha) 公園リメイク事業	
千歳公園整備事業	尾島東部区画整理事業地内 近隣公園(1ha)	
渡良瀬川河川緑地整備事業	緑地面積 126ha	

担当課

- ・花と緑の推進課
- ・公園管理課
- ・文化スポーツ振興課

施策名 多様な公園整備と都市緑化の推進

施策の現状

- ・八王子丘陵は近年下草刈等が行われず、アズマネザサ等により篠藪状態を呈していま す。
- ・丘陵の裾部周辺は、桑園として利用されていたが、養蚕の衰退により放置され竹木が 侵入し荒廃が進んでいます。
- ・アカマツ群落は、燃料としての利用価値が無くなり林内が手入れされず、全国的に広がった松くい虫により、枯死を招き大きく減少しています。
- ・スギ・ヒノキ等の植栽された木々も管理不足により過密林となり、林床の裸地化が起 こるなど著しく森林が荒廃しています。
- ・八王子山公園墓地は、昭和61年から20ヵ年計画で当初3,800基の区画を計画し造成、 第2期工事を含め3,365基が完成、既に2,800基が分譲を完了しています。

施策の課題

- ・森林の水源かん養や保健休養等公益的機能が低下し、藪化した森林内が不法投棄の場 所と化しています。
- ・森林の整備にあたっては、計画区域の森林が私有林であることから全土地所有者の協力と同意が必要です。
- ・限られた豊かな自然環境を、次世代へ引き継いでいく重要性の理解を、森林所有者に得る必要があります。
- ・八王子山公園墓地の計画区域内に未相続地及び戦時中の地下工場跡により造成不能区域が存在します。また、既に完成している墓地も残り 500 基あまりで 5~6 年で完売となります。

施策の方向性

- ・八王子丘陵を人と自然が共生する林として、里山本来の持つ自然を活かした身近な自然とのふれあいの場、自然環境の体験学習の場等として整備を実施します。
- ・八王子丘陵の豊かな自然を太田市の魅力ある資源として再生し、保全・活用していく ことを目指して整備を実施します。
- ・八王子丘陵の南側緩斜面には、やぶ塚温泉をはじめジャパンスネークセンター・三日 月村・教育の森・太田市北部運動公園の芝桜等多くの観光資源を有しており、これら の観光資源を有効に活用しながら、より適切な整備を進め、市内、市外を問わず多く の人々が訪れてくれるような魅力ある森林整備を実施します。
- ・森林は市民の自然とのふれあいの場として、温泉地や観光地を訪れる観光客に潤いを 与え保健的な役割を持つとともに、森林が従来から持つ災害防止・環境保全機能等を 発揮し、住民の安全を保ってくれるなど大きな役割を果たしています。この森林を生 活環境に必要不可欠なものと位置づけ、地域の実態に即した森林整備を実施します。
- ・八王子山公園墓地の造成可能区域を精査し、低廉な墓地を増設し、広く市民に提供し ます。

【指標】

指標名	現状値 (平成 20 年度)	目標値(平成 28 年度)
八王子山公園墓地整備率	88.6%	100.0%
八王子丘陵遊歩道整備延長	Okm	12km

主な実施事業

事業名	概要
八王子丘陵整備事業	林内步道 L=12km 管理道 L=2km 森林整備 A=130ha
八王子山公園墓地整備事業	墓地区画の増設

担当課

・花と緑の推進課

施策名 上水道の整備

施策の現状

- ・普及率 は99.5%となっています。
- ・平成 17年の合併に伴う料金を統一しました。(実質、料金値下げ)
- ・平成 19 年度から 5 ヵ年継続事業として「水道事業包括業務委託」を実施しています。 (職員数半減)
- ・平成 21 年度末 管路総延長 1,399,288.89m。(うち、石綿セメント管 97,500 m)
- ・平成 21 年度末 企業債残高 20.516.595 千円(約 16 億の借換債を含む)
- ・表流水、地下水、県水供給事業の3種の水源を確保しています。
- ・両毛6市間で災害応援協定を締結。各市間で接続管を敷設しています。

施策の課題

- ・施設の老朽化
- ・耐震化の遅れ、石綿セメント管残存
- ・給水水量減少(節水機器の普及、景気の動向に左右)
- ・平成23年度で「水道事業包括業務委託」の期間が終了します。

施策の方向性

- ・施設設備の延命を図る必要があります。
- ・アセットマネジメントの導入(施設の耐震化計画・施設の更新計画・企業債額の平準化)を検討します。
- ・企業債の借り入れは企業債元金償還額の範囲内で行います。
- ・適切な組織体制を検討します。
- ・料金改定を検討します。

【指標】

指標名	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 28 年度)
普及率の現状維持	99.5 %	99.5 % 以上

主な実施事業

事 業 名	概要	
企業債残高の削減	毎年度の企業債借入額は、企業債元金償還額の範囲内に て借入を行い、経営の効率化を推進する。	
水道施設整備改修事業	配水管網の整備改修や老朽施設の更新を行う。	

担当課

- ・上下水道総務課
- 水道工務課

施策名 下水道等の整備

施策の現状

- ・本市の汚水処理は、これまで単独公共下水道、流域関連公共下水道、農業集落排水事業、コミュニティプラント(団地下水道) 戸別浄化槽事業などで整備を進めてきました。
- ・単独公共下水道事業は、昭和 41 年に着手してから、市街化区域を中心に、平成 20 年度末で認可区域 1,244.1ha の内、1,049.7ha の供用を開始し、引き続き整備を進めています。
- ・流域関連公共下水道事業は、西邑楽処理区と新田処理区の2地域を整備しており、西 邑楽処理区は認可区域288haの内、175.6haの供用を開始しています。また、新田処 理区は認可区域620.3haの内、313.7haの供用を開始しています。
- ・農業集落排水事業は、11 箇所の処理区域で 924ha の供用を開始し、平成 23 年度には 新たに 1 箇所 98ha の整備が完了し、供用を開始します。
- ・コミュニティプラントは、7箇所の処理区域で189.2haが整備されています。
- ・戸別浄化槽事業は平成20年度末において3地区180基が供用を開始しています。

施策の課題

- ・下水道整備は多額な費用を要するため、建設コストの低減等に努めることが重要です。
- ・下水道施設及び機械設備には老朽化したものがあり、効果的な維持管理や延命化のための施策として計画的な更新が必要となっています。
- ・下水道等普及率を向上させる必要があります。

施策の方向性

- ・下水道等の普及率の目標を78.0%に定めて整備を進めます。
- ・地域の特性に応じた汚水処理施設を整備していきます。
- ・老朽化した施設や機械設備を計画的に更新し、延命化と効率的な維持管理に努めます。

【指標】

指標名	現状値(平成 20 年度)	目標値(平成28年度)
下水道等の普及率	66.6%	78.0%

主な実施事業

事 業 名	概要	
流域下水道建設費負担金	県が実施する流域下水道の処理場と幹線管渠の建設費 の負担。	
净化槽設置整備事業	生活排水による公共水域の汚濁を防止するため、浄化 槽設置者に対して補助金を交付。	

净化槽市町村整備推進事業	地区からの要望により、合併浄化槽の設置及び管理を 市が行う事業。
公共下水道管渠整備事業	単独及び流域関連公共下水道区域内の管渠整備事業。
合流式下水道緊急改善事業	集中豪雨等による、合流汚水の河川流出を減らすため 貯留槽を設置し、合流式下水道の改善を図る事業。
農業集落排水事業(機能強 化)	中江田北地区の処理施設老朽化に伴う、改良及び修繕 事業。
公共下水道終末処理施設改 築事業	中央第一浄化センター、中央第二浄化センターの老朽 化した施設、機械・電気設備等機能維持のための更新 事業。

担当課

- ・下水道整備課
- ・下水道施設課

施策名 生活環境の保全

施策の現状

- ・市内の幹線道路に面する地域の自動車騒音を測定し、環境基準の適合状況を調査し、 公表しています。また、その結果を関係機関に報告し、自動車騒音対策に必要な資料 を提供しています。
- ・市内河川等の 27 地点において、水質を測定し、環境基準の適合状況を調査し、公表しています。また、その結果を関係機関に報告し、河川の水質汚濁防止対策に必要な 資料を提供しています。
- ・市内の特定事業場 [有害物質使用施設を有する事業場等] の排出水及び地下浸透水の水質を測定し、排水基準の適合状況を調査し、河川及び地下水の水質汚染を未然に防止しています。

施策の課題

- ・幹線道路に面する地域の自動車騒音が、環境基準を満たす世帯の割合は、概ね 90% 前後で推移している。このことから、良好な住環境が一部の地域で確保されていません。
- ・河川の汚濁指標である BOD75%値は年々改善傾向にあるが、一部の河川で環境基準を 超過しています。
- ・市内特定事業場への立入調査において排水基準適合状況を調査しているが、一部事業 場で排水基準を超過しています。
- ・北関東自動車道の建設などによる住環境の変化から、一部の地域でポイ捨てされる箇 所・頻度が増す傾向があります。

施策の方向性

- ・自動車騒音の環境基準超過地域ゼロを目標に、計画的に評価を行い資料を提供します。
- ・下水道整備等による生活系排水の改善及び事業系排水の監視により、河川の水質汚濁 を防止します。
- ・事業場排水の監視を強化し、排水基準超過ゼロを目標にします。
- ・ポイ捨て防止啓発看板等の設置など啓発事業を継続します。

【指標】

指標名	現状値(平成20年度)	目標値(平成 28 年度)
自動車騒音の常時監視実施率	44.1%	216.1%
公共用水域環境基準達成率 (BOD75%値)	75.0%	87.5%
特定事業場の排水基準遵守率	83.7%	100.0%

主な実施事業

エルスルガス		
事 業 名	概 要	
国県道における自動車騒音の常時監視	騒音規制法第に基づき、市内幹線道路における、道 路交通センサス区間ごとの自動車騒音と交通量・条 件を測定・調査し、環境基準適合状況について面的 評価を行う事業。	
群馬県水質測定計画及び太田市水質測定計画 公共用水域の常時監視 ついて環境白書等で広く市民に公表すること 質汚濁防止や環境保全の意識を高める事業。		
特定事業場の水質立入調査	特定施設及び排水処理施設の管理状況や汚水処理の 方法その他必要な事項に関し報告を求め、又は排出 水の検査を実施することにより公共用水域及び地下 水の汚濁防止を図る事業。	
ポイ捨て防止推進事業	清潔で綺麗な街づくりを推進し、快適な生活環境を 確保するため、ポイ捨て防止重点地区を認定し、清 掃や啓発活動を実施する事業。	

担当課

・環境政策課

施策名 ごみの処理

施策の現状

- ・平成4年度に4号焼却炉(処理能力85トン炉×2炉)が稼動し、平成9年度には3号焼却炉(150トン炉×1炉)の全面改修を行い、平成14年度には4号焼却炉の高度排ガス処理設備の改修を行い、ごみ焼却処理施設の整備を進めてきました。
- ・太田市清掃センター灰溶融炉は焼却炉から排出される焼却灰を資源化し、循環型社会 構築を推進するため、平成 17 年 4 月から本格稼動を開始したが、燃料費等の高騰に よる委託経費の増高から平成 21 年度より事業を一時休止しています。
- ・新田緑のリサイクルセンターは、旧新田町が剪定枝の資源化施設として平成 16 年 10 月から稼動させている施設で、平成 17 年 3 月の合併に伴い全市に利用を拡大したことから処理量が増加しています。
- ・廃棄物分別排出の徹底や指定有料ごみ袋制度の導入などにより、ごみの減量化ひいて は地球環境に優しい循環型社会の構築に寄与する事業運営に取り組んでいます。
- ・廃棄物分別排出の徹底に対応するため、祝日収集や粗大ごみの戸別収集を実施するな ど、市民の利便性向上を図っています。
- ・区長や環境保健委員長を始めとする市民、環境保護関係団体等との協働により、秩序 ある廃棄物排出やリサイクルの推進に努めています。
- ・リサイクルを推進するため、各行政センター等へリサイクル倉庫を設置することにより、紙類を始めとする資源ごみの拠点回収を行うとともに、市民団体による回収に対しての報奨金交付制度を実施しています。

施策の課題

- ・ごみ処理施設は、建設から 10 年以上を経過したことから設備の老朽化が進み、毎年 多大な補修費が掛かっています。また、一般廃棄物処理基本計画では平成 29 年度に 新たな焼却施設を稼動させる計画となっていることから、平成 21 年度に庁内にごみ 処理施設整備計画調査研究プロジェクト組織を立ち上げました。
- ・太田市清掃センター灰溶融炉は、本格稼動から5年目に一時休止となったが、今後再 稼動する場合、施設の補修や運転員の確保等により多大な経費と期間を要します。
- ・新田緑のリサイクルセンターは稼動から6年が経過し、この間大規模な補修をしていないことから機器の損傷が激しく、また処理量も増加しているため大規模な補修が求められています。
- ・今後のごみ減量に向けた特効的な事業および資源循環型社会の構築に資する関連事業 (バイオマス等)の実施が困難な状況にあります。
- ・焼却処理されるごみについて、本来はリサイクルも可能な廃棄物が大きな割合を占めており(重量ベースでは生ごみ類、組成ベースでは紙類) 微増傾向が続いています。
- ・循環型社会構築に向けてのごみ減量化意識や実践活動について、市民間にレベルの差があります。

施策の方向性

・ごみ処理施設については、新たなごみ処理施設を平成 29 年度の稼動を目標に庁内組織としてごみ処理施設整備計画調査研究プロジェクト組織を立ち上げたところであるが、環境省及び群馬県では、広域処理によるごみ処理施設の効率化とごみの減量化等を推進していることから、広域化を検討します。

- ・新たなごみ処理施設の稼動までの間、既存のごみ処理施設の安定稼動を行うため、計画的な補修計画を立案するとともに、平成 24 年度以降に大規模な補修が発生しないよう効率的計画を策定します。
- ・太田市清掃センター灰溶融炉については、新たなごみ処理施設整備計画との整合性を 図りながら、再稼動について検討します。
- ・新田緑のリサイクルセンターについては、機器の補修計画を策定し安定稼働に努めます。また、搬入量の増加に伴うストックヤードの整備と資源化物である粉砕品の製品 化までに6ヵ月程度を要することから、現在の敷地では手狭であります。そのため、 広い敷地への移転を検討します。
- ・更なるごみ減量化に向け、分別排出や指定有料ごみ袋制度等を維持するとともに、新たな効果的事業の実施に向けた研究に取り組みます。
- ・生ごみの削減に向けて、生ごみ処理槽等設置助成金制度を継続するとともに、家庭等 における生ごみの堆肥化を促進するなど、具体的で着実な対応を実施します。
- ・循環型社会の構築に向けた市民意識の高レベルでの平準化を図るため、より積極的で 多角的な啓発活動に努めます。

【指標】

指標名	現状値(平成 20 年度)	目標値(平成 28 年度)
家庭系ごみの減量	605 kg/1 世帯(年間)	581 kg/1 世帯(年間)

主な実施事業

工る久旭ず来		
事業名	概 要	
「4R」の啓発事業	「4R」に関する認識と実践の向上を図るための説明機会を拡充するとともに各種情報媒体を通じた広報活動を 積極的に行ないます。	
ごみ収集車のハイブリッド 化の推進	市直営収集班が使用するごみ収集車のハイブリッド化 を推進し、収集活動に伴う環境負荷(燃料使用、排気ガ ス発生)の軽減に努めます。	
生ごみ処理槽等設置助成金 交付事業	生ごみの減量と資源化を推進するため、家庭用の生ごみ 処理槽等の設置に対し助成金を交付し、その普及拡大を 図ります。	
広域ごみ焼却施設整備事業	既存のごみ焼却施設が老朽化したことから、広域的なご み焼却施設の整備を図ります。	
ごみ処理施設の補修事業	ごみの焼却施設が安全かつ円滑に稼働するため、補修を 行います。	

担当課

- ·清掃施設管理課-
- ・リサイクル推進課

施策名 し尿の処理

施策の現状

- ・し尿等処理施設管理業務及び生活雑排水槽汚泥引抜業務を実施しています。
- ・第一クリーンセンターは昭和 59 年、第二クリーンセンターは平成 7 年、新田クリーンセンターは平成 3 年に竣工し、各施設とも老朽化が進んでいます。
- ・脱水汚泥を焼却し、肥料として市民に提供しておりますが、焼却施設の損耗が著しく 補修が必要となっています。
- ・生活雑排水槽の汚泥引抜を行い、河川の水質保全及び生活環境の改善を図っています。

施策の課題

- ・施設の老朽化に伴い、経年劣化による事故を未然に防止するため、設備の更新が必要です。
- ・市内3箇所のクリーンセンター及び藪塚貯留槽の施設更新、あるいは統廃合などを検討し、今後の処理施設の規模などの適正化を図る必要があります。

施策の方向性

- ・し尿処理適正化基礎調査により今後の事業方式を検討します。
- ・現有施設の精密機能検査を実施し、施設整備計画の基礎資料とします。

【指標】

指標名	現状値(平成 20 年度)	目標値(平成 28 年度)
生活雑排水槽清掃業務	93.0%	100%

 $(3,120 基 + 1,718 基) \div 5,200 基 \times 100 = 93.0\%$

旧太田市引抜済件数 旧3町引抜済件数 当初生活雑排水槽想定数

主な実施事業

事 業 名	概要
し尿処理施設等基幹整備事業	し尿などを効率的に処理するため、施設の統廃合や処理施設の整備を推進します。

担当課

· 下水道施設課

施策名 河川の整備

施策の現状

- ・近年、都市化が進むにつれ、河川流域の開発が急速に進み、これまで流域が有していた保水、遊水機能が低下し河川への雨水流入量が増大して、流域における水害の危険性が増しています。
- ・河川、道路に架かる橋は、建設当時の基準により設置されたが、経年劣化が進み、また、現在の耐震基準に対応できていません。

施策の課題

- ・幹線水路の大部分は、用排水路を兼用しており、用水時期には有効断面の確保が出来 ていません。
- ・幹線水路の新設、改良を行うには多額の費用と期間を要します。
- ・橋の安全性を確保するため改良工事を実施するにあたり長寿命化計画の作成が必要であります。
- ・橋の改良工事を実施するのに多額の費用と期間を要します。

施策の方向性

- ・効率的に河川の整備を行います。
- ・経年劣化及び重要路線に架かる橋等、優先順位に基づき改良工事を実施します。

【指標】

指標名	現状値(平成 20 年度)	目標値(平成 28 年度)
供用開始排水路整備延長	3,400m	27,200m

主な実施事業

事 業 名	概要	
幹線水路等整備事業	幹線水路の新設、改良を行う。	
橋梁新設改良事業	橋の安全性を確保するため改良工事を実施する。	

担当課

・道路建設課

施策名 消費生活の安定

施策の現状

- ・消費生活を取巻く状況は、社会情勢の変化に伴う家族形態やライフスタイルの変化により、利便性が向上した反面、消費者をめぐるトラブルは多様化し複雑化・高度 化している状態にあります。
- ・手口が巧妙化・悪質化して、深刻な被害実態が見受けられるようになっており、今 後も消費トラブルの拡大が懸念されます。

施策の課題

- ・消費生活相談体制の充実を図るため、相談員が事業者と対等に消費トラブルの交渉ができるように積極的に研修会に参加してレベルアップに取組み、知識、経験、交渉力において優位に立つための積極的な取り組みが必要となっています。
- ・相談員のレベルアップと並行して、消費トラブルを未然に防止することを目的に、消費生活情報を提供する啓発活動である「出前講座」を計画的に実施することが求められています。

施策の方向性

- ・消費生活トラブル被害の未然防止策として、「出前講座」が最も有効であると考え、 開催回数を増やすとともに、少人数参加型講座に取り組みます。
- ・消費者が業者より交渉力で優位に立てるように、「出前講座」の開催にあたり各地区 の団体や市内の福祉団体との連携を進め啓発活動を推進します。
- ・消費生活相談体制の充実については、消費生活専門相談員の長期雇用体制の改善を図り、重点的に相談員のスキルアップを図るため可能な限り研修会への派遣を進めます。

【指 標】

指標名	現状値(平成 20 年度)	目標値(平成 28 年度)
出前講座実施回数	20 回	30 回

主な実施事業

事業名	概要
各種啓発活動	消費生活展、消費生活講座、出前講座の開催及び F M 放送、広報紙利用による啓発活動の実施

担当課

・生活そうだん課

施策名 防犯体制の強化

施策の現状

- ・近年、県内における刑法犯認知件数は平成 16 年をピークに減少しているが、犯罪内容は巧妙化、凶悪化、広域化しています。
- ・本市においては、ここ最近は減少傾向にあるものの、都市化が進み、他県との県境に 位置していることや主婦のパート勤めが多く、留守家庭が多いこともあり、極めて犯 罪の発生しやすい都市環境にあります。
- ・このような状況に対応するため、警察力の増強を要請するとともに、犯罪を未然防止 するため、防犯活動の推進、防犯設備の拡充を図り、市民の安全を確保しています。

施策の課題

- ・通学路の安全を確保するなど市民生活の安全・安心な施策を強化する必要があります。
- ・下校時などにおけるパトロールを強化する必要があります。

施策の方向性

- ・防犯協会等各種団体との協力体制の強化、防犯パトロール(青色回転灯付パトロール車) わんわんパトロール、防犯診断など自主防犯組織の強化と活動を推進します。
- ・警察と自主防犯組織の協力体制の強化、女性防犯パトロール隊などによるパトロール や街頭指導での防犯啓発活動による少年非行防止活動の推進。
- ・地域安全パトロール活動による環境浄化活動の推進。
- ・夜間における犯罪の未然防止及び交通事故の防止等を目的とした防犯灯の整備拡充。

【指標】

指標名	現状値(平成 20 年度)	目標値(平成 28 年度)
防犯灯設置数	17,169 灯	19,221 灯

主な実施事業

事 業 名	概 要	
 防犯灯新設整備工事 	防犯灯を増設し、犯罪の未然防止を図る	
防犯カメラ整備工事	太田駅周辺に設置してある防犯カメラを増設し、犯罪抑止を図る	

担当課

・危機管理室

施策名 防災対策の推進

施策の現状

- ・市内すべての行政センターを防災関係課と位置づけ、災害発生時に避難所の設置や管理を行うとともに、被災者への情報提供や広聴活動を行うこととしています。
- ・災害応急対策の円滑な実施を確保するために、防災関係機関、民間企業及び住民等の協力を得て防災訓練を実施しています。
- ・自主防災組織の育成のため、平常時からコミュニティ活動を促進し地域の連帯感の醸成を図るとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて支援しています。

施策の課題

- ・台風や突然発生する集中豪雨による床下・床上浸水が発生し、市民生活が脅かされて います。風水害ばかりでなく地震への対策も含め、今後、地域住民の避難誘導や避難 所開設などの災害応急対策を図る事案が増加する可能性が大きくなっています。
- ・防災訓練を実施するに際して、地域住民や自治会関係者等のより多くの参加による地域の実情や特性に合った訓練の開催が望まれています。
- ・自主防災組織の平常時及び災害時の防災活動への取り組みについて、防災意識の高揚 と技能の習熟を図り、有事での最適な行動を行えるよう体制を整備していく必要があ ります。

施策の方向性

- ・災害発生時避難住民の受入れや応急対策を講じる際に、市内全域へ速やかに防災備蓄 食糧等が配備可能となるよう必要量を確保していくとともに、6行政センターを防災 拠点行政センターと位置づけ備蓄食糧等の集配拠点として本部との連携を図ります。
- ・災害種別に応じた応急対策、復旧、復興等、災害対応場面に即し、かつ地域も含めた 各機関と連携した総合的な防災訓練を計画的に実施します。
- ・防災に対する心構えと災害時の協力体制を構築するための訓練、研修等を通じて、自 主防災組織の体制の確立を図ります。

【指標】

指標名	現状値(平成 20 年度)	目標値(平成 28 年度)
防災備蓄食糧等配備率	33.3%	100.0%

主な実施事業

事 業 名	概要
防災備蓄食糧等配備事業	防災備蓄食糧等の計画的な確保と配備体制の整備
防災訓練事業	防災訓練の実施

自主防災組織の育成事業

自主防災組織を対象とした地域特性に応じた研修、訓練の実施や自主防災組織防災訓練等補助金の交付

担当課

・危機管理室

施策名 危機管理体制の推進

施策の現状

- ・本市の危機管理対策は、太田市危機管理指針に基づき、危機を「災害」、「武力攻撃等」 および「その他事件事故等の緊急事態」の三つに大別して定義し、それぞれ「太田市 地域防災計画」、「太田市国民保護計画」および「太田市危機管理行動計画」を策定し て、あらゆる危機に対し市民が安全で安心して暮らせるよう、事前準備から緊急対応、 事後対策までの行動指標を定めています。
- ・平成21年6月に策定した危機管理行動計画に基づき、各課において予め想定される 危機事象に対するマニュアルを整備し、危機発生時の所管の明確化と、初動体制から 全庁体制へのスムーズな移行体系を確立し、危機発生を未然に防ぎ、発生後の被害を 最小限に抑制するシステムを構築しています。
- ・「市民向け危機管理行動マニュアル」の発行や自主防災組織の活性化により、個人や 家族の助けあいによる「自助」と、地域の助けあいによる「共助」を充実させること により、行政が行う「公助」との総合連携を図り、太田市全体として危機に対し効果 的に対処できるよう体制を整備しています。

施策の課題

- ・計画、マニュアルとしては確立されていますが、危機の少ない地域ということもあり、 対策本部の設置が過去に例がなく、有事の際にとるべき行動が適切か、組織体制が実際に機能するか検証されていません。
- ・新たな危機事象に対し、適確な対策が求められています。
- ・「自助」、「共助」および「公助」の連携強化のため、市民に対する情報提供や啓発活動を継続的に推進していく必要があります。

施策の方向性

- ・全職員を対象とした危機管理研修、訓練の実施(毎年)
- ・各種計画、マニュアル見直しプロセスの確立(毎年)
- ・市民の自助能力アップに向けた情報の発信と自主防災組織を交えた研修・訓練の実施
- ・外国人を含む要援護者に配慮した計画の整備

【指標】

指標名	現状値(平成 20 年度)	目標値(平成28年度)
危機管理研修訓練の実施	0/年	1回/年

主な実施事業

事 業 名	概要
危機管理研修並びに訓練実施事業	各所属、更には全庁の連携を目指した研修、訓練の実施

担当課

・危機管理室

施策名 建築物の安全対策の推進

施策の現状

- ・本市では太田市耐震改修促進計画を定め、建築物の耐震化を促進するための啓発活動 を実施しています。
- ・昭和 56 年以前に建築された住宅のうち、戸建木造住宅は相対的に耐震化率が低い状況にあるため、耐震化促進のために耐震診断・耐震改修に補助金を交付しています。

施策の課題

- ・昭和 56 年以前に建築された木造住宅の比率が高く、かつ太田市地震防災マップから 全壊率の危険性の高い地区を対象にした取組みが必要です。
- ・昭和 56 年以前に建築された住宅の所有者の、高齢化と耐震改修の経済的負担が大きくなっています。

施策の方向性

- ・危険性の高い地区を設定し、戸建住宅の一般診断を計画的に実施し耐震化の促進を進めます。
- ・戸建住宅の耐震改修実施率を計画戸数 110 戸の 50%に定めて、引き続き補助金を交付することにより、耐震化率の向上を図ります。
- ・耐震改修促進法に規定する、民間の昭和 56 年以前の特定建築物(多数の者が利用する特定建築物)の耐震化への指導や、耐震診断・耐震改修への補助制度等の情報提供により耐震化を促進します。

【指標】

指標名	現状値(平成 20 年度)	目標値(平成 28 年度)
木造住宅耐震改修の実施率	20.0%	50.0%

平成 27 年度完了

主な実施事業

事業名	概要	
木造住宅耐震診断者派遣 事業	戸建木造住宅の一般診断法による耐震診断希望者に耐 震診断者を派遣	
木造住宅耐震診断補助事業	戸建木造住宅の精密診断法による耐震診断に補助金 交付。	
木造住宅耐震改修補助事業	戸建木造住宅の耐震改修に補助金を交付。	

担当課

・建築指導課

施策名 消防に関すること

施策の現状

- ・消防庁舎建設事業は、総合的な消防力の充実強化を目的に、署所の分散により生じる 人員不足及び組織体制の再編等の課題を重点として、実情に適した署所、車両及び人 員配置を行うため署所再編計画として策定し、既に九合分署の移転新築事業や強戸分 署を統合した藪塚分署の移転新築事業が終了しています。
- ・消防救急無線共同整備事業は、電波法関係審査基準等の改正により、平成 28 年 6 月から消防救急無線がデジタル方式に移行することに伴い、整備費用の節減のため群馬県内の 10 消防本部が共同で整備を行うこととし、平成 21 年度からその整備に係る事務を高崎市等広域市町村圏振興整備組合に事務委託しています。
- ・住宅防火対策の推進に関しては、平成21年中の管内の火災発生状況を見ると、出火件数86件中建物火災が50件で火災発生件数の58.1%を占めており、専用住宅等からの火災が33件と建物火災の66%を占めるに至っています。この傾向は将来にわたって続くものと思われます。
- ・消防水利の整備については、充足率を考慮するとともに地区による不均衡を是正する ため計画的に防火水そう及び消火栓の整備を進めています。
- ・消防車両等の整備については、消防庁舎の統廃合や災害の傾向を見据えながら計画的 に整備を進めていますが、更新年限を延伸せざるを得ないこともあり、災害出動に影響が発生することも懸念される状況にあります。
- ・消防装備等の整備・更新については、平成 16 年度に採用した現在の防火衣は、消防活動時の安全性に優れるとともに隊員の疲労軽減にも効果があることから、全職員に対して更新を推進する予定です。また、防護衣についても平成 7 年に特別救助隊に整備を開始以降、平成 19 年から各消防署に整備を開始しました。
- ・救急出動による搬送人員は、平成 19 年の 8,213 人をピークに減少傾向が続いてきたが、平成 22 年は 10 月までの搬送人員を見ると前年比で 375 人(6%)増となっており、増加に転じることが予想されます。増加の要因は少子高齢化社会に加え、社会経済の低迷化も考えられるが、新たに昨年後期に蔓延した新型インフルエンザや今年の夏季の異常気象による熱中症なども考えられる。そのため、市民が求める救急業務の充実については、いっそう重要性が増してきた。
- ・消防緊急通信指令施設地図データについては、平成 21 年度同施設の部分更新事業に おいて管内住宅地図及び県内道路地図の更新を図りました。
- ・消防 OA システムは平成 19 年度に更新を図りました。
- ・消防緊急通信指令施設気象観測装置は、平成 21 年度同施設の部分更新事業において 更新を図りました。
- ・消防イントラネットワークについては、平成 17 年合併時に消防本部内において構築 しました。

施策の課題

- ・消防庁舎建設事業については、署所の再編に加えて老朽化する施設の更新についても 計画していく必要があります。
- ・消防救急無線のデジタル方式への移行については多額の費用がかかり、県内各消防本部との負担金の調整に課題があるとともに、運用方法についても検討していかなければなりません。

- ・住宅防火対策として住宅火災の低減・抑制を図るとともに、住宅火災からの死者を減らす。また、そのために住宅用火災警報器の設置の更なる普及と推進を図る必要があります。
- ・消防水利に関しては、防火水そう用地を確保することが難しく、市有地を中心に設置 している状況であり、消火栓については水道管の敷設替えの計画に合わせて設置して いることから、実情に即した設置が難しく、また維持管理に多額の費用がかかります。
- ・消防車両等の更新年限の延伸は、経年劣化などによる故障等により災害出動に影響を 及ぼすことから、多額の修繕費を必要としています。また、各車両に積載されている 資器材の整備も必要となっています。
- ・はしご自動車のオーバーホールには、多額の費用を要することから、平成 19 年 3 月 に制定された「消防車両の安全基準」に沿って実施して行くこと必要です。また、特 殊な消防車両であることから、年次点検についても実施していく必要があります。
- ・消防装備等の整備・更新については、防火衣は平成23年度に全職員への貸与が終了する予定ですが、消費年限が概ね10年と判断されるため計画的に更新することが必要です。同様に防護衣もPL法により耐用年限が10年とされており、随時更新が必要となり、その維持管理には定期点検等の法定の義務もあります。
- ・救急業務の充実強化については、救急隊員に対する教育訓練の充実、高度救急用資機 材の整備を実施し、より迅速かつ的確な対応を図ることに加え、救命率向上のため市 民に対する応急手当の普及啓発をさらに推進していく必要があります。
- ・消防緊急通信指令施設の地図データは、災害場所を特定するために重要な情報であり、 また位置情報通知システムにより災害点とリンクし、瞬時に地図表示することから常 に再新の情報が網羅された地図データを利用する必要があります。
- ・消防 OA システムは消防本部通信指令課のサーバと各所属 30 台の端末 PC のイントラネットワークで運用しているが、サーバ及び端末 PC の耐用年数により更新する必要があります。
- ・消防緊急通信指令施設気象観測装置で観測する気象データは火災、水災等の災害対応 において重要な情報となるものであり、機器の精度を維持する必要があります。
- ・消防イントラネットワークについては、機器の老朽化もあり障害が発生しており、障 害発生時には、指令業務に重大な支障があることから、適正な時期に更新する必要が あります。

施策の方向性

- ・消防庁舎建設事業は、韮川出張所を統合した(仮称)東部消防署及び沢野・宝泉統合 分署の完成により署所再編計画は一旦終了となるが、老朽化した庁舎を含めて計画的 に消防庁舎の整備を推進していきます。
- ・消防救急無線共同整備事業については、合理的な費用分担と効率的な運用方法を検討 する必要があります。
- ・住宅防火対策の推進について、住宅用火災警報器の早期普及は、市民の安心・安全を確保する上で極めて重要な課題であることから、住宅火災による死者の低減を図るため、広く市民に対して、住宅用火災警報器に関する制度及びその有効性等の普及促進に係る広報を実施します。
- ・消防水利については、地域の特性や不均衡の是正を考慮し、充足率 70%を目標に計画的に整備し、維持管理を行います。
- ・消防車両等の整備に関しては、劣化の激しい車両の整備を優先するなど効率的な維持 管理及び更新に努めるとともに、消防力の整備指針を充足するよう整備を進めていき

ます。

- ・平成 26 年に 40m 級のはしご自動車のオーバーホールが予定されるほか、年次点検についても実施していきます。
- ・劣化した防火衣・防護衣については計画的に更新していきます。
- ・救急業務の充実強化については、新総合太田病院救急処置室に隣接する部分(消防控室及び救急車庫)を「救急ワークステーション」としての活用を検討し、救急隊員を始め救急救命士に対する教育体制を構築していくものとします。併せて、装備の高度化を図るとともに、救命講習を積極的に実施して市民の自主救護能力を高め、更なる救命率の向上を図ります。
- ・定期的に地図データの更新を図ります。
- ・消防 OA システムのサーバ及び端末 PC の耐用年数を 5 年とし更新に努めます。
- ・消防緊急通信指令施設気象観測装置の再検定は、気象関係法令において、5年に1回の検定を実施し、機器の精度を維持する必要があることから、本事業を実施します。
- ・消防イントラネットワークの更新は、ネットワーク機器の耐用年数等を考慮し適正な 時期に実施していきます。

【指標】

指標名	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 28 年度)
消防水利充足率	52%	70%
救命講習の受講者数	27,040 人	44,000 人

年々増加傾向にある

主な実施事業

事 業 名	概要	
消防緊急通信指令施設気象 観測装置再検定事業	気象関係法令において、5年に1回の検定を実施する	
消防イントラネットワーク 更新事業	各署所への指令電送等の安定稼動を維持する	
消防庁舎等建設事業	・(仮称) 東部消防署消防庁舎及び訓練塔の新築 ・中央消防署沢野分署・宝泉出張所統合消防庁舎新築	
消防救急無線共同整備事業	平成 28 年 6 月から消防救急無線がデジタル方式に移行することに伴い、整備費用の節減のため群馬県内の 10 消防本部が共同で整備する。	
消防水利整備事業	防火水槽を計画的に整備し、災害に強い安心安全なま ちづくりを継続して進める。また、消火栓を適正な場 所へ設置や移設を行う。	
消防車両等整備事業	更新年数や整備計画に沿って、消防車・救急車等の整 備を継続して行う。	

はしご自動車分解整備(オーバーホール)事業	はしご車の不具合を是正するため、平成 19 年 3 月に制 定された「消防車両の安全基準」に則り、整備を継続 して行う。
消防装備等整備更新事業	機能的な防火衣を全員に整備するとともに、劣化した 防火衣を計画的に更新する。また、有毒物等による活 動隊員の安全を確保するため、防護衣を計画的に更新 する。
救急ワークステーション整 備事業	災害救急現場で医師と十分な連携が図れるよう、救急 専門医師から指導を受けられる体制づくりを目指す。 救急救命士に対する病院実習や救急隊員のスキルアッ プ・再教育研修等が、救急専門医師の指導下に行える 場所として整備を行うもの。
消防緊急通信指令施設地図 データ更新事業	災害点を特定するために欠かせない地図データを、最 新なものに更新する。
消防 OA システム更新事業	5年を耐用年数とし、システムの安定稼動を維持する

担当課

- ・通信指令課
- ・消防総務課
- ・警防課
- ・予防課

施策名 地域防災体制の確立

施策の現状

- ・地域防災体制の確立のために、地域防災の要となる消防団の車庫詰所整備事業、消防 ポンプ自動車整備事業、消防団活動の充実強化などを進めています。
- ・車庫詰所整備事業は、32 箇所の消防団活動の拠点となる車庫詰所などの整備を行い、 消防団の活性化、消防力の充実を図るために整備を進めています。
- ・消防ポンプ自動車整備事業は、火災などの災害時に使用する消防ポンプ自動車 35 台の装備、充実を図るため計画的に整備を進めています。
- ・消防団活動の充実強化は、常備消防、自主防災組織との連携強化、消防団員の確保、 消防団員への教育訓練の実施、処遇改善などの組織、運営のあり方の検討を進めてい ます。

施策の課題

- ・車庫詰所は計画的に整備を進めているが、敷地が狭く、交通量の多い道路に面している車庫詰所も多々あり、出動に際し大変危険な状態のところもあります。また、車庫 詰所周囲には訓練するスペースもまったくない状況となっています。
- ・消防ポンプ自動車は消防団活動の要となる重要な装備であり、計画的に更新を進めているが、経年よるポンプ性能等の機能低下と共に、修理費用も増加しています。また、 災害活動も多種多様化し活動時間も増加、エンジン及びポンプ等にも負荷がかかり、 老朽化が進んだ車両があります。
- ・消防団員の確保のため、事業所、大学・専門学校に出向き消防団の PR 活動、募集を 行っていますが、地域に対する意識の薄れなどにより、消防団員は年々減少していま す。また、消防団員の職業も被雇用者のサラリーマンが多くなり、出動体制が厳しく なり、地域防災力の低下が懸念されています。
- ・市民の安全を確保するために、消防団と消防本部との情報共有は必要不可欠なものになっています。しかし、国の施策により現在運用している消防救急無線は平成 28 年 5 月までにデジタル化されます。消防救急無線がデジタル化されると消防本部との情報共有ができず災害活動時支障が生じるため、消防救急デジタル無線に対応した無線受令器の設置が必要です。

施策の方向性

- ・魅力ある消防団実現のために、機動力の消防ポンプ車、地域防災活動の拠点の車庫・ 詰所などの装備、設備を含め、消防団員の活動環境を早急に整備し、総合的な地域防 災体制の確立を目差します。また、女性消防団員も増加していることから、軽量化さ れた最新資機材の導入、車庫詰所へ女性用トイレの設置など女性にも配慮した整備に 努めます。
- ・消防本部の消防救急デジタル無線の整備計画に併せて、消防団車両及び車庫詰所など へ消防救急デジタル無線に対応した受令器を整備していきます。

【指標】

指標名	現状値(平成 20 年度)	目標値(平成 28 年度)
デジタル無線対応無線 受令器の整備率	0%	100%

主な実施事業

事 業 名	概 要
車庫詰所等整備事業	消防団の活動拠点となる、車庫・詰所で敷地が狭隘箇 所を優先的に整備するとともに、車庫・詰所の水洗化 も推進する。
消防ポンプ自動車整備事業	消防団活動の機動力を担う消防ポンプ自動車を更新年限 15 年目標に近づけるよう順次整備し、安定した災害対応を目指す。
消防団活動の充実強化事業	消防団員が活動時着用する、防火衣、長靴、ヘルメットなどの装備品を整備する。
消防救急デジタル無線用受 令器整備事業	消防無線のデジタル化に伴い必要なデジタル無線用受令器を、消防ポンプ自動車、車庫・詰所及び災害現場で指揮する消防団幹部に配備し、迅速的確な対応を図る。

担当課

・消防団課

施策名 交通安全対策の推進

施策の現状

- ・県内における平成 21 年の交通人身事故発生状況は、発生件数、負傷者数とも前年比より約6パーセント減少し、5年連続で減少しています。
- ・太田市内では、平成 21 年の交通事故死者数は 9 名で前年比-1 名でした。交通人身事 故件数は前年比-3.5%、負傷者数-6.1%でした。
- ・平成 21 年度の交通安全教室の実施回数は、保育・幼稚園 69 回、小学校 95 回、中・ 高等学校 16 回、高齢者 7 回、その他 4 回で、延べ 36,136 人が受講しました。
- ・太田市交通指導員94名が毎週月曜日をはじめ、1日・15日の交通安全日、更に年4回の交通安全運動期間中において学童の安全登校に勤めています。
- ・太田警察署、太田交通安全協会と連携し街頭指導および高齢者を対象にした、交通安 全運動を展開しています。
- ・平成 21 年の県下の年齢層別事故状況は、負傷者では 20 歳代(4,220 件構成率 22%) 死者では高齢者(59人、同 59%)が最も多くなっています。

施策の課題

- ・高齢者の死亡事故件数の削減が課題となっています。
- ・飲酒運転の撲滅を目指した取組が急務です。
- ・運転マナーを向上させる取組が求められています。
- ・幼児・学童の安全教育の充実が必要です。
- ・自転車の事故を未然に防止する対策が必要です。
- ・道路の安全施設の整備拡充が求められています。

施策の方向性

- ・高齢者の交通事故を減らします。
- ・夕暮れ時と夜間の交通事故を減らします。
- ・飲酒運転の根絶を目指します。

【指標】

指標名	現状値(平成21年度)	目標値(平成28年度)
人身事故件数	2,415	2,103

主な実施事業

事 業 名	概要	
交通安全対策事業	太田警察署、太田市、太田交通安全協会の3関係団体による交通安全対策会議の実施等。	
交通安全啓蒙活動	保育・幼稚園、小中学校等での交通安全教室の実施。	

担当課

• 交通政策課

施策名 交通体系の整備

施策の現状

- ・路線バスについて、平成 21 年度は 11 路線で運行しておりましたが、平成 22 年 4 月から新田線及び尾島線の運行のみに再編しました。
- ・平成22年4月から、リース車6台及び市有車両4台による「おうかがい市バス」の 運行を開始しました。平成22、23年度においては、県の緊急雇用創出基金事業の補助金にて運営しています。
- ・駐車場については、BUS ターミナルおおた、飯田町駐車場、太田駅北口駅前広場駐車場、太田南一番街駐車場、市民会館第一駐車場の5駐車場を管理運営しています。
- ・駐輪場については、太田駅高架下駐輪場、韮川駅前駐輪場の管理及び治良門橋駅前駐 輪場の管理運営をしています。
- ・平成 22 年 4 月から、スクールバスの直営運行しております。対象校数 13 小学校となっています。

施策の課題

・交通体系の構築

施策の方向性

・公共交通の満足度を上げる。

【指標】

指標名	現状値(平成22年度)	目標値(平成 28 年度)
「おうかがい市バスなど」 利用者に係る苦情又は 要望数	50	50 件以下

平成 21 年度末に大きな公共交通の再編を行ったため、平成 22 年度のデータ(見込み)を現在値とする。

主な実施事業

事 業 名	概要	
おうかがい市バス運行事業	交通弱者の足の確保のため、市直営により自宅から目的地までを送迎する。(料金無料)	
路線バス運行事業	定時定路線の2路線の運営補助。	
駐輪場、駐車場運営事業	論場、駐車場運営事業 3 駐輪場、5 駐車場の運営管理委託。	

担当課

・交通政策課

施策名 道路・生活排水路の維持整備

施策の現状

- ・既存道路の経年劣化に伴う破損箇所の補修や、未舗装道路の整備が必要です。
- ・既存道路の安全性・利便性を向上させることと併せ、機能保全の確保が必要です。
- ・近年の局地的集中豪雨 (ゲリラ豪雨)発生時の迅速な対応が必要です。
- ・生活排水路の維持管理が必要です。(現状と課題を整理)

施策の課題

- ・既存道路の補修や未舗装道路の整備と併せて、生活道路としての安全性・利便性を向上させていくために、多額の費用を要しています。
- ・突発的・緊急的あるいは多様化する維持・補修に対応していくための効率的な組織を 確保する必要があります。
- ・施設の維持整備にあたり、使用機械が全般的に老朽化しているため、作業の安全性を 確保することが必要です。

施策の方向性

- ・市民が安全で快適な生活を営めるよう、道路交通環境における安全対策を実施します。
- ・各行政センターや区長との連携強化を図り、コスト意識を念頭に置きつつ市民からの 要望等に対して迅速・的確な対応に努めていきます。

【指標】

指標名	現状値(平成 20 年度)	目標値(平成 28 年度)
交通安全対策及び道路維 持に係る市民要望等実施 件数	5,600	6,000

主な実施事業

事 業 名	概 要
交通安全対策事業	防護柵・路面表示・標識・街路灯・溝蓋・道路反射鏡 の設置や補修を行い、交通の安全を図る。
一般市道舗装事業	旧市と比較し舗装率の低い旧3町の生活道路を、直営 作業により舗装整備を実施する。
道路維持整備事業	舗装道路・砂利道・排水路・橋梁の維持や補修を行い、 生活環境の向上を図る。
鳥山地区整備事業	鳥山土地区画整理事業廃止に伴い、既存道路を拡幅する際、拡幅部分を簡易舗装する。
通学路整備事業	児童が通学路として利用する舗装道路に「通学路」と 路面表示し、通学時の安全性を図る。
生活排水路維持整備事業	側溝清掃・除草及び清掃により発生した汚泥の運搬処 理を行い、生活環境の向上を図る。

担当課

・地域整備課

施策名 良好な居住環境の実現

施策の現状

・建築基準法第42条第2項に規定される道路としてみなされる後退用地について、確認申請時に協議を行い、道路後退用地の寄附申込者には市で測量、分筆・所有権移転・ 地目変更登記、支障物件撤去工事(建築物除く)及び舗装等工事を実施することにより、狭あい道路の拡幅整備を進めています。

施策の課題

・太田市における基準時の幅員 4m未満の道路及び道の総延長は 910km であり、建築 基準法等の規制措置を活用して、その解消を図るには長い期間がかかります。

施策の方向性

・狭あい道路事業整備事業とあわせて、必要に応じて行政が直接、拡幅整備事業を実施 する地権者・居住者合意による道路事業等へ誘導することにより、拡幅整備を促進し ます。

【指標】

指標名	現状値(平成 20 年度)	目標値(平成 28 年度)
狭あい道路の整備	2.4km 整備	5 年間で 7.5km 整備

主な実施事業

事 業 名	概要
狭あい道路整備事業	後退用地の寄附申込者に、測量、分筆・所有権移転・地 目変更登記、支障物件撤去工事(建築物除く)及び舗装 等工事を実施

担当課

・建築指導課